

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書
滋賀県環境影響評価審査会 (第1回 (3月20日 (水))) 意見に対する事業者の見解

番号	項目	審査会意見 (第1回 (3月20日 (水)))	事業者見解 (第1回 (3月20日 (水)))
1	事業計画	第一・第二事業は福井県と滋賀県で分けている理解でよいか。	福井県、滋賀県で分けているわけではなく、あくまでも売電先が2つの電力会社になるということで2事業になっています。どこに置く風車が第一事業になるか第二事業になるかはこれから計画を進めていく中で決めていく予定です。
2	水質	一番東の集水域から少し区域がはみ出ている箇所がある。この部分の工事により滝ヶ谷川に影響が出ることはないのか。	今時点で決まっている工事計画の範疇においては影響が及ぶような状況はないと認識しています。今後詳細な改変区域を決めていくこととなりますので、もし改変により滝ヶ谷川へ影響が及ぶというような計画となる場合には、追加の調査をしていくことになるかと考えております。
3	水質	南側の緑の回廊となっているところには改変区域を設定しないということでこちらには集水域を設定しない、調査地点も設定しないという理解でよいか。風車の設置予定地と新設道路が記載されているが、これは道路にしる風車の設置のための増設地にしる尾根を越えないという理解で良いのか。	集水域に加えて流下図を用いながら確認をしたところ地形的に濁水が流れることはないの、影響は及ばないと考えています。緑の回廊に関しては対象事業実施区域から除外している状態ですので、回廊内を改変する想定はしておりません。もし、影響が及ぶ可能性があるということになれば、準備書の段階で必要に応じて対応いたします。
4	廃棄物	廃棄物について事前現地調査は行わないという話だが、道路を新設されたり森林の伐採をしたりすることで廃棄物が生じるので、当然現地を見ておかないと量が変わってくるのではないのか。	廃棄物単体での調査をしていくわけではありませんが植生の調査はしていくので、伐採木の量は把握できると考えております。
5	事業計画	風力の最大出力が170,000kWとのことだが、単基の出力が3,500から4,200kW、最大50基とすると単純に掛け算すると170,000kW以上になる。発電効率のいいものを使ったとしても170,000kWを超えないという事でよいか。4,200kW級の物は出回っているのか。	最大出力については、ご理解のとおり、170,000kWを超えることはありません。また、4,200kW級の風車は、世界的には出回っていますが、日本ではまだ導入の計画をしているという案件のみになっています。弊社でもこの1、2年で4,200kW級の風車を用いて計画を進めている事業もございしますが、着工に至っている事業はないのが現状です。

番号	項目	審査会意見（第1回（3月20日（水）））	事業者見解（第1回（3月20日（水）））
6	事業計画	4, 200kWとかなり大きなものを建てることになるので、交通の経路や工事のやり方に影響が出てくると思うが、そのあたりは今回の方法書で配慮されているのか。	4, 200kWのサイズになる時に大きく改変があまり増えることはないような建設方法を検討しております。例えば、大型化で長くなったブレード（羽）は寝かせて運ぶだけではなく、風車を建てて運ぶことで、カーブ部分での改変を低減できるという方法が技術的に用いられています。輸送上の工夫、据え付け上の工夫という事で体格が一回り大きくなってもこれまでとおりの改変面積から大きな増加もないような施工ができる事を確認しながら実際に取り組みようとしています。
7	動物	糞塊調査を行うと言うことだが、その時のその時点のシカの糞を追うというだけでは不十分だと思う。シカの被害は、その時点でシカの密度が低くても、周辺部で増加したシカが一気に来て植物を食べていく特徴があるので、周辺部を含めた調査も必要になってくる。またシカが増えてくると植生においても特徴的なフィールドサインがでてくるので、糞塊だけでなく植生面からの調査も必要であると思う。植生面に関しては、2014年に発表された兵庫、滋賀、福井のシカの影響による広葉樹の衰退状況をまとめた研究があるので、この研究と同じ複数の調査地点で同様の調査を行うことにより、どのようにシカの被害が進行しているかの客観的評価が可能となる。この調査は、シカの植生への影響の大きさが比較的簡便にわかり、対象地と周辺部の調査を同時に行うことにより、対象地のシカの影響の将来的な予測も可能となると考えられるので、調査内容として加えていただきたい。	文献の内容を確認した上で、植生調査の際に食害状況等についても記録するようにいたします。
8	植物	水源としての重要な地域なので、尾根だけが重要なわけではなく、工事をしたら鹿の増え方にもよって、洪水の影響が出てくる可能性があると考えられるので、源流部分については尾根から谷に向けた調査地点が必要かと思われる。	方法書の注釈にも記載しましたが、調査地点は現地に入っていない状況で設定しております。まずは、直接改変される尾根が重要だと考えているので、方法書では、尾根を中心に調査地点を設定しております。現地に入る中で必要に応じて植生調査地点を適宜追加していく予定です。

番号	項目	審査会意見（第1回（3月20日（水）））	事業者見解（第1回（3月20日（水）））
9	植物	<p>方形区10m×10mでは小さすぎる。大きくとれなくてもと言う専門家の指摘もあったが最低でも20m×20mはある。巨木が多いという住民からの指摘もあるが、巨樹巨木に関しては、胸高直径80～100cm以上の物に関してはサイズと生えていた場所を地図上に記録してほしい。着生植物の重要性についても指摘されているが、着生植物がどうだったかというような状況についてもちゃんと調べて合わせて情報があつたほうが、どこら辺が自然度が高い地域かという事が客観的に評価できる。踏査して位置情報を把握することが重要だと思った。尾根部は当然調査して、これだけ調査地点があれば目につくのでわかると思うが、谷にも巨木などもあると思うのでそういうところまで配慮して調査して頂くようお願いしたい。</p>	<p>植生の調査区画についても専門家からも方形区に限らず樹高も加味すべきと伺っていますので参考にいたします。巨樹巨木についても、ブナが多いところと聞いているので、巨木についても留意しながら進めていきたいと考えております。</p>
10	生態系	<p>カラ類の餌量調査について書かれていたが、これはどういうことか、シードトラップで種子生産量等を餌資源調査するのならブナだったら5～8年に豊作で、他に豊期があるので短時間ではなかなか捕らえられない。 また、液果、果実も調査対象とするのか。</p>	<p>確かに差はあるかもしれませんが。今のところ典型性の餌資源の調査は1年間と予定しております。 カラ類が食べる餌資源は全て入れる予定です。</p>
11	水質	<p>沈砂池はどのように設けるのか。</p>	<p>風車を建てる場所にはヤードを設置しますが、その中に適切なサイズの沈砂池を設置します。その位置等は現地の地形を考慮して、沈砂池をどこに作るかを検討してまいります。その沈砂池の位置によって、どう水を流していくかが決まるので、調査をしていながら、こういった方向に流していくのかを検討してまいります。</p>

番号	項目	審査会意見（第1回（3月20日（水）））	事業者見解（第1回（3月20日（水）））
12	水質	こういった濁水が全部沈砂池に入る前提でそこからどうなるかという計算になると思うが、今回のこのような入り組んだ土地の場合本当に全て入るのか、それ以外の工事の改変がなされていないところからの濁水も落ちてくる形で今調査地点が集水域を踏まえてポイントが決められていたので、それが妥当なのかどうか。	改変量や地形も加味しながら沈砂池の設計を行うこととなりますので、入り組んだ土地であっても大部分の濁水は集められると考えております。また仮に回収できなかったとしても地面に浸透する程度の量となると想定していますので、河川への濁水流入は考えにくいとの認識です。
13	水質	冬季は工事をしないので春、夏、秋という事で、高時川の上流ということで、3季調査したとしても平水時であればこういったところだとほとんど差がないと思うので、同じ調査をするよりもできれば晴天時と雨天時、もしくは、春では融雪時というような調査のやり方を変えたほうがいいのではないかと。同じ数のデータがたくさん出て来るのではないかと予測される。	春季調査を融雪時に実施いたします。
14	水質	調査のポイントで一番気になったのは高時川の上流のところが車両の搬出の出入り口になっている、そこに車両が入るといったことは車両等の粉塵等が溜まる、そのそばに沈砂池を介さずに河川が流れているところから、こういったところも調査地点としてあげるべきではないかと考えている。	源流で調査を実施できるかどうか現地を確認しましたが、上流部は上がれる場所がありませんでした。調査員の安全を確保しながらの調査という観点から設定が難しい状況でした。ただ、ご指摘を踏まえて現地を調査していく中で、もう少し上がれるような場所があれば調査していきたいと考えております。
15	水質	流出係数は1という事で最大限のところを上げられているのであれば、出来れば、どのような結果になるかわからないが浮遊物質量1000から3000、平均で2000と挙げられているが、やはり源流ということで一番厳しい数値で評価された方が良いのではないかと。思う。	ご指摘を踏まえ、今回の予測に当たっては流入する浮遊物質量を一番厳しい数値である3000として設定します。
16	景観	大型の風車になると見える範囲やサイズが変わってくると思うのだが、今の調査地点図は大きなもので記載されているのか。	最大出力の4, 200kWの風車の条件で図面等を作成しています。

番号	項目	審査会意見（第1回（3月20日（水）））	事業者見解（第1回（3月20日（水）））
17	事業計画	特定植物群落のブナ林を避けて風車の位置は計画されているのか。	今回示させて頂いた風車の位置は暫定の配置となっており、これは机上で検討しております。今後、現地調査の結果を踏まえて、実際その群落がどうなっているのかを確認して、具体的な配置計画を進めてまいります。
18	事業計画	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況の図で、黄色の部分が土砂災害警戒区域となっていて、区域の東側にこれが道路と重なっている部分がある。ここは地すべりであり、現在は特に動いていないため地すべり防止地域には設定されていない。道路をつくるとなると、ここに物が載ることになるので、地すべりに何らかの影響を与えるおそれがある。その点については何か適切な対応を取られるように留意されるのか。	ご指摘の部分を改変するかどうかはまだ決まっておりません。現段階では、広めに改変可能性のあるところを示している状況です。今後、本当にそこを改変する必要があるかどうかを検討してまいります。また、改変が必要となった場合には、指摘の通り留意いたします。 なお、この林道ではブレード等の風力発電機の資材は運搬せず、あくまでコンクリートミキサー車等の走行を想定しております。
19	動物	最低1.5年とたしかに猛禽類保護の進め方では記載されているが、それを踏まえて滋賀県としては2年はやって頂きたいという意見を出させていただいている。1.5年と書かれた根拠は？	通常は「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）の指針に沿って「1.5年」と記載しています。知事意見で2年という数字が示されましたが、意図としましては審査会場でご説明しましたように、1.5年以上で考えております。具体的な考え方やフローを別紙にてお示しします。
20	動物	猛禽類保護の進め方では少なくとも繁殖に成功した1シーズンを含む2営巣期の調査が望ましい。つまり2営巣期を含む1.5年以上の調査期間とする、と書いてある。ここの内容が一律に営巣の調査をするということではなくて、繁殖している場合は巣立ちした幼鳥の行動圏の解析が必要なので、繁殖成功した場合の営巣期を含んだ2営巣期、こういう風に考えて指定された。だから今回こちらで方法書で示されているような2営巣1.5年間すればいいという調査期間ではないと。それを踏まえて今回1.5年なり2年間調査された中でもシクマタカが生息していて繁殖した場合、繁殖しなかった場合、調査を進められる方針を教えてください。	繁殖した場合は、猛禽類保護の進め方に記載しておりますように営巣、幼鳥の行動圏、中心期等を解析して営巣中心期に関しては配慮する予測評価を考えております。繁殖しなかった場合は、例えば前年の幼鳥が確認されていたとか飛翔が多く確認されている場所は繁殖しなかった場合でも確認できます。また、ここが餌場になっている等、利用状況も踏まえて予測はしていきたいと考えております。繁殖しなかった場合には、猛禽類保護の進め方に従い、データを用いて専門家のご意見も伺いながらということになると認識しております。

番号	項目	審査会意見（第1回（3月20日（水）））	事業者見解（第1回（3月20日（水）））
21	動物	現時点の調査地点をみると改変予定地域は近いものは1km、中心域は近いところでも3kmぐらい離れている。これで観察できるのか。定点決められる時に希少猛禽の調査に詳しい方にご相談された上で決められたのか。 この広範囲でこの調査地点配置でクマタカは発見できない。	平成30年11月より先行して猛禽類調査を実施しており、対象事業実施区域及びその周囲において、現段階では数ペアのクマタカが生息しているものと推測しております。また、調査に応じて、調査地点も追加し、さらに毎回の調査で任意の移動定点を設定することにより、詳細な把握に努めています。
22	動物	この調査地点配置で改変地域を含んだ猛禽類のタカの渡りの知事意見で求めているデータが得られるのか。調査回数についても春と秋の2回の調査で知事意見に記載している内容は把握できないと思う。	渡りの調査地点について再検討し、別紙の調査地点配置で考えています。
23	動物	主なタカの渡りの内容と知事が求めている調査の内容が全く違うのではないかと。レーダーは使わないのか。 学術調査ではないので、鳥の種類を100%見分ける必要は私はないと思う。一番心配しているのは鳥がどの程度夜間飛んでくるのか、どの航路を飛行しているのかつかむべき。レーダーについては現在のスキー場の場所で十分対応できると思うのでぜひ検討いただきたいと思う。	当該地域は渡り鳥が非常に多いと、前回の審査会でもご意見を頂き、他方面からもご意見を頂いております。レーダーは種までは判別できず、地形的に設置できる場所も限定されますが、渡りが多いとされる当該地域で定量的に把握するためにはレーダー調査はある程度は有効であるというご意見を踏まえ、レーダー調査の実施を検討いたします。

番号	項目	審査会意見（第1回（3月20日（水）））	事業者見解（第1回（3月20日（水）））
24	動物	<p>岩手県でありえないといわれていたが実際にバードストライク事故が起きイヌワシが死んだ。あれもおそらくは当初いわれている工事によって改変が起き、おそらくハンティング期間に事故が起きた。その地域を生息の中心地にしていなくても、ハンティング場所があれば隣接のところから飛んでくる可能性が高い。滋賀県に数つがいしかいないイヌワシ、西日本にも数える程しかいない。そのつがいに対してこの調査対象地域だけで本当に足るのか。この対象地域にはつがいはいなくても、例えば福井県側につがいがいる。このつがいの行動圏がこの地域まで行動圏として利用する可能性は本当はないのか。例えば兵庫県は検討中の事例があり、同じような考え方で地域個体群の風力予定地への流入の評価をするべきだという意見が出ているという。調査したところにはイヌワシはいないから大丈夫だということでは本当によいのか。</p>	<p>事業者としても釜石のような事故は起こしたくないと考えていますが、一方で、調査範囲から、かなり離れている場所がかつ営巣地が不明であるイヌワシの調査を実施するということは、あまりにも調査範囲が広くなり調査スペックが膨大になることから現実的に厳しい状況はご理解頂きたいところです。当該地域周囲ではダム事業に関連した猛禽類調査等も行われており、既往調査の把握に努めてまいります。さらに、専門家へのヒアリングを行って当該地域周囲のイヌワシの営巣や行動圏等の状況を整理できればと考えております。</p>
25	事業計画	<p>砂防指定地が方法書p. 162で改変箇所にかかっているようだが、この理由は何か。</p>	<p>地形の状況や砂防指定の範囲については、より詳細なレベルで関係行政機関とも事前相談を進めながら現況調査を行い、その影響について検討していきたいと考えております。</p>
26	水質	<p>沈砂池の位置は決めていないとのことだが、沈砂池の場所によって流れ方が変わるという中で、調査計画段階としてそのあたりはどうとらえているのか。</p>	<p>沈砂池の位置によって水を流す方向が決まってくるので、現時点では地形を加味してこういった形で流れうるか幅広く確認しております。</p>

番号	項目	審査会意見（第1回（3月20日（水）））	事業者見解（第1回（3月20日（水）））
27	動物	<p>森林を切り開いて風車を建設していくことで、今まで木の枝で隠れていた部分が空間に露出して日射の状況等、生物に対する状況が変わってくる。それにより調査される小型哺乳類の行動様式って変わるのでは。動物に関する影響そのものは大きいものではないかもしれないが、尾根筋を分断してしまうので、ここを越えたり移動したりしていた動物が移動できなくなる。あるいは上空から見やすくなるので猛禽類が集まることも実際に起きているがどう考えているのか。 動物の移動経路への配慮についても意識してほしい。</p>	<p>小型哺乳類の捕獲調査については、哺乳類相の把握が重要となります。生態系で上位性をクマタカにしているので、餌資源調査という点でも把握したいと考えております。</p>
28	大気	<p>一般環境調査地点では今も風況観測塔を建てて観測しているのか。</p>	<p>現在建っている風況観測塔は事業性の判断のため設置された60m近いポールです。一般環境の大気の調査はたしかにほぼ同じ場所ですが、10m高さの風況を観測するため、調査内容と目的が異なります。なお、一般環境の風況観測は、これから実施する予定です。</p>
29	その他	<p>配慮書から一部変更した内容をわかりやすいよう示してほしい。</p>	<p>配慮書から一部変更した内容を別紙に示します。</p>

番号	項目	審査会意見（第1回（3月20日（水）））	事業者見解（第1回（3月20日（水）））
30	景観	<p>p. 3. 1-85、「3. 1. 6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況」の項目では、「主要な眺望点」として10地点が挙げられているのに対し、p. 4. 3-71、「4. 3. 6 景観」の項目では、調査対象点が5点に絞られている。</p> <p>その際、最も事業対象地に近いはずの、「余呉高原リゾート・ヤップ」が外されている理由を説明されたい。</p> <p>このように指摘する理由は二つある。まず、4. 3. 6 1. (3)①に「眺望目的での利用の多い観光施設」は抽出する場合がありますとあるが、p. 3. 1-89で「余呉高原リゾート・ヤップ」は、山頂からの眺めが著名な観光施設であり、この条件に該当しているように思われ、調査対象から除外される理由が見当たらない。次に、対象地より直線距離が最も近い眺望点であるため、風力発電機の垂直視野角は最も大きくなるはずである。表4. 3-18で視野角最大の鉢伏山（約3. 5度）を上回る可能性があることから、景観への影響について最も考慮する必要があるのではないかと拝察する。</p> <p>また、もしこの眺望点を追加すると、p. 4. 3-81の評価の記述も変更される可能性があるものと拝察する。</p>	<p>配慮書の滋賀県知事意見にて対象地西側のスキー場を景観の眺望点として追加することとの意見があったことから、本方法書では当該地点を眺望点として追加しております。その旨は方法書p. 6. 2-66、67に記載しております。</p> <p>なお、方法書の構成は、3章が方法書作成時点での最新の文献調査結果を示したものであり、4章が配慮書時の調査予測評価の記載を原則そのまま転載したものととなります。（一部審査会で配慮書の記載を修正すべきとのご指摘を受けた事項及び記載に不備があった事項に関しては、方法書4章の中で記載を修正しております。）</p> <p>配慮書時の予測評価においては、配慮書時の3章の文献調査結果を踏まえ、可視領域図、視野角1度範囲との重ね合わせや利用状況等の観点から眺望点の抽出を行い、予測を行いました。（方法書p. 4. 3-71を参照）</p> <p>配慮書の知事意見においては、まさに今回ご指摘いただいたような理由から当該地点の追加を求める意見を頂戴したと理解しておりますので、今回方法書において眺望点として追加いたしました。</p>

**(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書
長浜市長意見に対する事業者の見解**

番号	項目	市長意見	事業者見解（第2回（5月17日（金）））
1	総論	<p>対象事業実施区域内で、過去にスキー場の開発工事に起因すると思われる山肌からの土砂流出及び濁水が発生しました。スキー場は閉鎖されましたが、ゲレンデ、沈砂池や土留めが壊れるなど管理不十分な状態であることから、現在でも周辺から濁水が発生し、高時川、姉川を通じて琵琶湖に流入しています。</p> <p>そのような状況において、漁業関係者及び農業関係者など多くの市民が風力発電事業による被害発生リスク及び濁水による環境の悪化に大きな不安を感じています。また、近隣地域の住民は、風力発電施設の運用による健康への影響や生活環境の変化についても不安を感じておられると推測します。</p> <p>こうした当該地域の状況を踏まえ、十分な調査、予測及び評価を実施し、工事中や共用後の継続的なモニタリング調査の実施及び積極的な公表などを行うことによる、市民の理解とコンセンサスを獲得して事業を進めること。</p>	<p>当該地域の状況を踏まえ、本事業による濁水の発生による環境の悪化について、漁業関係者や農業関係者の方が不安を払拭できるよう、しっかりとした調査を行い、予測及び評価を行うとともに、必要な事後モニタリング調査を検討することで、市民の皆様のご理解がえられるよう努めてまいります。</p> <p>また、健康への影響、生活環境の変化についても、近隣地域の住民の不安を払拭できるように、しっかりとした調査を実施し、予測及び評価を行うとともに、必要な事後モニタリング調査を検討し、市民の皆様のご理解がえられるよう努めてまいります。</p>
2	総論	<p>風力発電事業により設置された風車等の施設が、事業者の都合により、適切に管理されない状況となった場合、地域住民は大きな影響を受けることとなります。固定価格買取制度による事業終了後及び事業継続が困難となった場合の取扱いについて、具体的でわかりやすい表現・方法を用いて準備書に明記すること。</p>	<p>固定価格買取制度による事業終了後及び事業継続が困難となった場合の取扱いについて、具体的でわかりやすい表現・方法を用いて準備書に記載することを検討いたします。</p>
3	総論	<p>本事業に関し実施された配慮書段階から方法書段階までの説明会については、不十分であるとの意見が見受けられました。このようなことから、事業者は説明会の意義や重要性について十分認識し、市民に広く説明及び情報の提供を行い、風力発電事業に対する不安を払拭するように努めること。</p>	<p>地域住民からのご意見を踏まえ、市民の皆様幅広く説明及び情報の提供を行い、風力発電事業に対する不安を払拭するように努めます。</p>
4	総論	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を最優先とし、安易に代償措置を検討することがないように努めること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を最優先とし、安易に代償措置を検討することがないように努めます。</p>
5	総論	<p>今後、準備書を作成する際に、方法書に記載している項目の内容を変更して記載する場合は、変更している部分が具体的に市民にわかるように記載すること。</p>	<p>準備書の作成にあたっては、方法書に記載している項目の内容を変更して記載する場合は、変更している部分が具体的に市民にわかるように記載いたします。</p>
6	総論	<p>環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価手法の選定に影響を与える新たな事業が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を実施すること。</p>	<p>環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価手法の選定に影響を与える新たな事業が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を実施いたします。</p>
7	騒音等	<p>対象事業実施区域から約1.6kmの距離に「長浜市立湖北病院中河内診療所」が存在し、その近隣には住家等も存在しています。風力発電設備等の工事中及び供用時の騒音、振動や超低周波音による生活環境への影響について、市民が安心できるように十分な調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>また、騒音等の発生源である風車の選定機種の特徴及び環境影響について詳細に準備書に明記すること。</p>	<p>風力発電設備等の工事中及び供用時の騒音、振動や超低周波音による生活環境への影響について、市民の皆様にご安心いただけるように十分な調査、予測及び評価を行ってまいります。</p> <p>また、騒音等の発生源である風車の選定機種の特徴及び環境影響について、可能な限り詳細に準備書に明記いたします。</p>

番号	項目	市長意見	事業者見解（第2回（5月17日（金）））
8	水質	対象事業実施区域は高時川及び琵琶湖の重要な水源であることから、春・夏・秋の3季だけの調査ではなく、冬季（降雪時）においても水質調査を実施すること。また、濁水の発生が懸念される大音波谷川においても水質調査を実施すること。	当該地域の状況を鑑みると、安全面の観点から冬季（降雪時）の水質調査が実施は難しいと考えておりますが、春季調査を融雪時に実施することで雪の存在による水の濁りを把握したいと考えております。また、濁水の発生が懸念される大音波谷川においては、現時点では下流域に調査地点を設定しておりますが、現地を確認し上流部での調査が可能か検討いたします。
9	土地の改変に伴う自然環境への影響	対象事業実施区域には重要な植物群落である「栃ノ木峠付近のブナ林」及び「栃ノ木峠のブナ・オオバクロモジ群集」が分布しており、土地の改変などにより重大な影響が懸念されるため、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行うこと。	重要な植物群落への影響については、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行ってまいります。
10	土砂災害（濁水含む）	対象事業実施区域及びその周辺は、過去の開発で土砂流出などによる甚大な被害が発生しました。 風力発電設備のための作業道を建設する段階から山肌がむき出しになり、土砂崩れ及び川の濁りが心配されることから、その影響についても十分な調査、予測及び評価を実施すること。 また、近年日本各地で過去には想定されなかった集中豪雨が発生していることを踏まえて土砂災害リスクを調査、予測及び評価すること。	作業道の建設段階等、造成等の施工による一時的な影響を要因とする水の濁りについては調査、予測及び評価を行い、それを踏まえ法面緑化や土砂流出防止柵の設置等、適切な環境保全措置を行ってまいります。土砂崩れをはじめとする土砂災害については、環境影響評価ではなく防災の観点で扱う事項となりますので、関係機関との協議を行いつつ、工事計画を策定してまいります。
11	猛禽類の調査	対象事業実施区域には、イヌワシやクマタカの生息地が存在しており、その営巣地や生活範囲への直接的な影響及び風力発電設備の稼働による衝突事故や移動経路の阻害等、重大な影響が懸念されるため、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査を行うこと。	猛禽類についても専門家等からの助言を踏まえ適切な調査を実施してまいります。
12	夜行性鳥類及び渡り鳥の調査	対象事業実施区域がラムサール条約登録湿地である琵琶湖などに飛来する渡り鳥の渡りのルートとなっている可能性があるため、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査を行うこと。 夜行性鳥類及び渡り鳥の調査で使用する集音マイク・ICレコーダーについては、調査に必要な録音能力を有する物を使用し、準備書に使用機種を明記すること。 また、レーダーによる調査を検討すること。	渡り鳥の調査についても、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査を行ってまいります。 夜行性鳥類及び渡り鳥の調査で使用する集音マイク及びICレコーダーについては、調査事例の情報や専門家等のご意見を踏まえ調査に必要な録音能力を有する機種を選定し、準備書に使用機種を明記いたします。 また、レーダーによる調査を検討いたします。
13	文化財	対象事業実施区域内に周知の遺跡「栃ノ木岩遺跡」が存在する。長浜市京委員会がその保存について対応するので、事前の連絡・協議を長浜市歴史遺産課と行うこと。	対象事業実施区域内に位置する周知の遺跡については事前連絡及び協議を長浜市歴史遺産課と実施し、適宜調整を進めてまいります。

番号	項目	市長意見	事業者見解（第2回（5月17日（金）））
14	人と自然との触れ合い活動	自然との触れ合い活動を行っている地元活動団体へのヒアリングを、複数回実施して活動内容を調査すること。	自然との触れ合い活動内容を踏まえ、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況等の把握のために複数回の調査が必要となる場合には、調査を追加いたします。
15	断層の影響	対象事業実施区域付近には、柳ヶ瀬断層が存在しており、地震発生時のリスクについて想定し調査、予測及び評価を行うこと。	断層による地震が発生した場合の風力発電設備等の被害については、本事業を進める上で事業性の観点から地盤の状況を調査し、地震による倒壊が生じないよう関係機関との協議を行いながら基礎構造の設計を行い被害の回避及び最小化を行ってまいります。
16	工事車両および資材運搬車両の通行	本事業の工事車両や資材運搬車両の通行による騒音・振動により、近傍住民の生活環境に影響がないように十分な調査、予測及び評価を行うこと。 また、関係車両の通行について、交通安全対策を十分に検討すること。	工事車両や資材運搬車両の通行による騒音・振動により、近傍住民の生活環境に影響がないように十分な調査、予測及び評価を行ってまいります。 また、関係車両の通行については、交通安全対策を十分に検討し、適宜関係部署にもご相談するよういたします。

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書
滋賀県関係課意見に対する事業者の見解一覧

番号	所属	項目	関係課意見	事業者見解 (第2回(5月17日(金)))
1	琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課 (旧琵琶湖政策課)	水質	事業実施想定区域の下流にある高時川は、近年、特に降雨時の濁水発生が問題となっている。このため、水環境の調査すべき項目に透視度の追加および調査時の現地写真の撮影、また、濁水問題への影響を把握できるよう降雨時の調査頻度の十分な確保を検討すること。	水質調査に当たってはご指摘を踏まえ調査時の現地写真の撮影を行い、透視度の測定を検討いたします。また、濁水問題については、状況の把握が必要との認識ですので、まずは、現状の把握に努めてまいります。
2	森林政策課 森林保全課	その他	P3. 2 - 64 (171) の表 3. 2 - 45関係法令による規制状況のまとめについて森林法欄において「水源地域保全条例による指定区域」としているが、森林法の規制に沿って表現とするためには「森林計画区域」とする必要がある。	準備書以降記載を修正いたします。
3	自然環境保全課	動物(鳥類)	イヌワシ・クマタカなどの希少猛禽類について、特に繁殖個体の敏感度が高い造巣期～抱卵～育雛初期においては、工事用資材等の搬出入や建設機械の稼働に伴う騒音、人の立ち入りによる人為影響が繁殖失敗の原因となりやすいので、「工事用資材等の搬出入」および「建設機械の稼働」について、動物に対する環境影響評価の項目として設定することが望ましい。	建設機械の稼働による一時的な工事に対する動物の影響について、「発電所に係る環境影響評価の手引き」(経済産業省、平成31年3月)では調査の参考項目となっていないため本事業でも評価項目に選定しておりませんが、ご意見を踏まえ造成等の施工による一時的な影響の項目の中で当該影響について検討します。
4	自然環境保全課	動物(鳥類)	希少猛禽類の調査期間は、「猛禽類の保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月環境省自然環境局野生生物課)において、「営巣場所を発見もしくは推定したうえで少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期の調査が望ましい」とされている。営巣場所の発見もしくは推定までの期間と、2営巣期の調査期間を含めると最低でも1.5年以上が必要である。	「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年)の指針に沿って、1.5年以上で考えております。具体的な考え方やフローを別紙にてお示しします。

番号	所属		項目	関係課意見	事業者見解 (第2回(5月17日(金)))
5	琵琶湖環境部	自然環境保全課	動物(鳥類)	過去に事業実施想定区域の近傍で実施された環境影響の取りまとめ資料によると、事業実施想定区域はイヌワシの行動圏に含まれるとともに、クマタカも複数のつがいが周辺に生息している可能性がある。このため、個体単位で厳重な保護が必要なイヌワシやクマタカに対して、事業の実施に伴う環境改変や風力発電設備の設置により、衝突事故(バードストライク)や繁殖の失敗等、重大な影響を与えることが懸念される。そのため、行動圏および行動圏の内部構造を把握したうえで、事業実施による両種への影響について予測および評価を行うため、希少猛禽類の調査地域および調査地点について見直しを検討すること。	クマタカについては、上記のとおり、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年)の指針に沿って、1.5年以上で調査を計画しており、近傍で営巣地が確認された場合には、行動圏の解析を行う予定であり、これらが把握できるよう任意踏査も含めて調査地点を適宜設定します。 イヌワシについては、当該地域への飛来状況を把握できればと考えておりますが、当該地域近傍で実施された猛禽類調査の既往調査の把握も努めてまいります。 さらに専門家へのヒアリングを行って当該地域周囲のイヌワシの営巣や行動圏等の状況を整理できればと考えております。
6		自然環境保全課	動物(鳥類)	イヌワシ・クマタカは留鳥であり寿命が長いこと、かつて生息が確認されたつがいが現在も生息し続け、営巣・繁殖する可能性があるため、分布情報や過去の生息状況について情報の収集および整理等を行うことが望ましい。また、イヌワシとクマタカでは生息環境や採餌環境が異なるため、それぞれの種に応じた生息状況調査および餌環境調査を行うことが望ましい。そのため、生態系調査の上位性の注目種として、クマタカだけでなくイヌワシも設定すべきである。	イヌワシ・クマタカの分布情報や過去の生息状況について情報の収集および整理等を行います。また、クマタカについては、当該地域周囲に生息している可能性が高いものの、イヌワシについては、調査範囲からかなり離れている場所での営巣情報しかなく、事業区域周囲の飛来回数も少ないことが想定されません。そのため、生態系の上位性の注目種として設定するのではなく、動物の重要な種として生息状況や餌環境等について丁寧に予測評価を行いたいと考えております。

番号	所属	項目	関係課意見	事業者見解 (第2回(5月17日(金)))
7	自然環境保全課	動物(鳥類)	<p>イヌワシおよびクマタカの調査において営巣地が確認された場合は、繁殖行動に影響を与えないよう配慮し、既存の調査結果や「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月環境省自然環境局野生生物課)、「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」(平成14年7月滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課)、鳥類の生態や地元の状況に精通した専門家の意見等を踏まえて営巣状況、繁殖状況等の調査を行うこと。また、調査結果についても鳥類の生態に精通した専門家からの意見聴取を行ったうえで、事業の影響について予測および評価を行うこと。</p> <p>また、事業の実施によって、個体単位の厳重な保護が必要なイヌワシやクマタカに対して、事業実施に伴う環境変化や風力発電設備の設置により、営巣地や行動圏への直接的な影響、衝突事故(バードストライク)の発生、飛翔行動の阻害等、重大な影響が懸念され、これらを風力発電機の配置や基数、変更区域の見直し等により回避・低減させることが困難であると見込まれる場合には、事業の取りやめ(ゼロ・オプション)も含む事業計画の抜本的な見直しを検討するようお願いいたします。</p>	<p>イヌワシおよびクマタカの調査において営巣地が確認された場合は、繁殖行動に影響を与えないよう配慮し、既存の調査結果や「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月環境省自然環境局野生生物課)、「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」(平成14年7月滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課)、鳥類の生態や地元の状況に精通した専門家の意見等を踏まえて営巣状況、繁殖状況等の調査を行います。また、調査結果についても鳥類の生態に精通した専門家からの意見聴取を行ったうえで、事業の影響について予測および評価を行います。</p> <p>その結果、重大な影響が懸念され、これらを風力発電機の配置や基数、変更区域の見直し等により回避・低減させることが困難であると見込まれる場合には、事業の取りやめも含む事業計画の抜本的な見直しを検討します。</p>
8	自然環境保全課	植物	<p>当該区域の滋賀県域には特定植物群落である栃ノ木峠のブナ群落が含まれていますので、現地調査や専門家からの助言等により群落へ御配慮願います。</p>	<p>栃ノ木峠のブナ群落については現地調査や専門家からの助言等により群落へ配慮いたします。</p>
9	自然環境保全課	その他	<p>当該行為は滋賀県自然環境保全条例第23条の規定に基づく自然環境保全協定の締結が必要となるため、当課と協議が必要です。協定締結にあたっては、事前に当該開発予定地域における自然環境調査(四季:1年間)を行う必要があります。</p>	<p>協定の締結にあたり協議や調査等しかるべき対応を行います。</p>
10	湖北環境事務所	水質	<p>水質調査で10地点を選定しているが、予測評価のためには各地点において、高時川と各支流の合流前と合流後を調査する必要があると考えるが、この点を明らかにされたい。</p>	<p>水質調査地点につきましては、風力発電機設置予定地を含む集水域を網羅できるよう設定しており、高時川については地点7で高時川上流域を把握し、地点9で大音波谷川合流前を、地点10で大音波谷川を把握します。高時川本流の負荷量につきましては、地点9と地点10の合計量で把握できると考えておりますが、ご指摘を受けて、地点10の大音波谷川が合流後の高時川本流での調査地点追加を検討します。</p>

番号	所属		項目	関係課意見	事業者見解 (第2回(5月17日(金)))
11		湖北環境事務所	水質	降雨時の水質調査は、定性的な予測の結果に基づき必要な場合に実施するとしているが、事業実施区域内には過去に濁水が問題になった事業地が含まれること、高時川の濁水については地域の関心が極めて高いことを考慮すると、予測評価や事後調査の検討に向けて、定性的予測の結果に関わらず降雨時の水質調査を実施すべきと考える。	降雨時調査につきましては、調査を行う期間に1回実施するようにいたします。
12	農政水産部	水産課	水質・その他	対象事業区域が高時川およびその支流に含まれていることから、事業実施にあたっては、漁場環境の保全および水産資源保護の観点から、汚濁水等を流出させないよう万全の措置を講じてください。 また、事前に高時川上流域で漁業権を免許されている漁業権者丹生川漁業協同組合(免許番号内共第14号)から同意を得てください。 事業実施にあたっての留意事項に関しては、平成30年9月27日付けで回答したとおりです(計画段階環境配慮書に係る意見)。 現地調査のために魚類等水産動物の採捕を行う場合は、滋賀県漁業調整規則に基づく特別採捕許可が必要となる場合がありますので、事前に農政水産部水産課に相談願います。また、漁業権漁場内での採捕にあたっては当該漁業権者の同意を得てください。	ご指摘を踏まえ、汚濁水等を流出させないよう、土砂流出防止柵や沈砂池等を用いた環境保全措置を実施いたします。 また、漁業権者への説明や協議を丁寧に行いながら、事業を進めています。 現地調査での採捕にあたってはご指摘のとおり対応いたします。
13	土木交通部	都市計画課	その他	景観法に基づく届出が必要になる場合がありますので、長浜市都市計画課と協議してください。	しかるべき段階で協議を行います。
14		都市計画課	その他	方法書p(171)について、長浜市においては、都市計画法に基づく風致地区が指定されているところがありますので、表中の長浜市の欄を○にしてください。	準備書以降記載を修正いたします。
15		住宅課	その他	建築物を伴う場合は都市計画法等に基づく開発許可が必要となる場合がありますので、許可権者である長浜市へ相談願います。	しかるべき段階で協議を行います。
16	教育委員会	文化財保護課	文化財	事業予定地には、周知の埋蔵文化財包(栃ノ木砦遺跡)が所在しております。つきましては埋蔵文化財の取り扱いに、事前に長浜市市民協働部歴史遺産課と協議してください。 また 出願地内は伊吹・比良山カモシカ保護域に該当しますので、カモシカ(特別天然記念物)(特別天然記念物)の生息に影響がないよう十分配慮してください。	周知の埋蔵文化財包蔵地については、しかるべき段階で協議を行います。 また、カモシカの生息についても留意し事業計画の検討を行います。